

農地を取得される方へ

- 譲受人（新たに農地を取得する人）が宮代町内の方の場合は『農業委員会』、宮代町外の方の場合は『県』の許可が必要となります。（農地法第3条）
- 許可を申請する場合には、許可申請書及び許可申請書（別添）（譲受人が宮代町内の場合⇒**3部**、譲受人が宮代町外の場合⇒**4部**）のほかに、下記の添付書類（譲受人が宮代町内の場合⇒**1部**、譲受人が宮代町外の場合⇒**正副2部**）が必要になります。（添付書類の副本は正本のコピーで結構です。）
- 当月の農業委員会総会にかけることができる受付最終日（当月処理締切日）は、毎月10日（10日が休日の場合、その翌日）です。

確認	書 類 名	説 明
	許可申請書	許可申請書（1枚）と許可申請書（別添）（7枚）の8枚が1セットとなりますので、「袋とし」及び「割印」を各ページに押印のうえ、上記必要部数ご提出願います。 [用紙は、農業委員会事務局に用意してあります] <small>根拠：農地法施行令第3条第1項</small>
	許可申請書（別添）	
	土地登記事項証明書 （全部事項証明書）	届出日から3箇月以内に交付を受けたものを添付してください。 【さいたま地方法務局春日部出張所で入手できます。】 <small>根拠：農地法施行規則第10条第2項第1号</small>
	抵当権・仮登記権者の同意書又は抹消承諾書	申請の土地に、抵当権・仮登記権が付いている場合必要となります。 【実印を使用し、印鑑証明を添付してください。】

【その他参考となるべき書類】以下の書類の提出をお願いいたします。

確認	書 類 名	説 明
	住民票	申請人（譲受人・譲渡人）の住民票が必要になります。 【住民票は、市町村役場（所）の住民課等で入手できます。】
	公図の写し	周辺土地の地番、地目、所有者を記入し、申請地を赤色で明記してください。（縮尺 1/500~600） 【役場町民生活課固定資産税担当又はさいたま地方法務局春日部出張所で入手できます。】
	案内図	住宅地図等を利用し、申請地を赤色で明記してください。
	位置図 ☆譲受人が町外の場合のみ必要です。	都市計画図または農業振興地域図を利用し、申請地を赤色で明記してください。 【役場まちづくり建設課都市計画担当又は産業観光課農業振興担当で入手できます。】
	誓約書	【様式は農業委員会事務局に用意してあります。】
	委任状	【様式は農業委員会事務局に用意してあります。】
	申請地区域内の地元農業委員への電話連絡	・地元農業委員に内容の確認をお伝え願います。
	その他必要となるべき書類	処分（許可・不許可）の判断をするにあたって、上記書類以外で必要不可欠と許可権者が判断した書類を求められることがあります。